

International Trade Update



Newsletter

May 2026

International Trade Update May 2026

お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



高波 巧
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジーの国際通商グループでは、グローバル制裁、輸出入管理及び投資規制に関する最新の法的動向をタイムリーにお届けする英語ブログを運営しています。本ブログでは、米国、欧州、英国によるロシアやイラン等への経済制裁をはじめ、オーストラリア、カナダ、日本等他各国の最新動向も幅広く取り上げており、各国オフィスの国際通商分野の専門家が執筆しています。

本ニュースレターでは、当該ブログに掲載された主要な通商関連記事のハイライトを厳選し、日本語サマリーとしてお届けします。グローバルにおける制裁・輸出入管理・投資規制の動向を、効率的かつ実務的に把握いただくための情報源としてご活用ください。

今月のハイライトは以下の6本となります。英語の原文は、各記事タイトルをクリックの上ご覧いただけます。

[米国：国際貿易裁判所、通商法第 122 条に基づく追加関税 10%を無効とする判断](#)

2026 年 5 月 7 日、米国国際貿易裁判所（CIT）は、1974 年通商法第 122 条に基づきトランプ大統領が課した追加関税について、法律で大統領に与えられた権限を逸脱しているとの判断を下した。CIT は、原告である輸入者らの主張を認めて略式判決（summary judgment）を下し、当該関税を原告らに限って徴収しないよう命じた。他方で、原告ら以外の輸入者に対しては、10%の追加関税が引き続き適用されている。

CIT の多数意見は、1974 年通商法第 122 条の「米国における大規模かつ深刻な国際収支赤字」とは、制定当時歴史的に用いられていた特定の国際収支指標（流動性ベース、公式決済ベース、基礎収支等）を念頭に置いていたものであって、単なる貿易赤字や現代的な経常収支指標を指すものではないと認定した。本判決については、米国連邦巡回控訴裁判所への控訴がなされる可能性が高く、さらに連邦最高裁判所による審査が行われる可能性もある。

[米国：OFAC、対イラン経済的圧迫「Economic Fury」を継続](#)

2026 年 4 月 28 日、米国財務省外国資産管理局（OFAC）は、トランプ政権による対イラン「Economic Fury」（経済的圧力を最大化する作戦）の一環として、一連の措置を講じた。その内容には、イラン産原油を処理する中国



のいわゆる「ティーポット」と呼ばれる独立系製油所との取引に伴う制裁リスクに関する警告の発出、及びホルムズ海峡通過に際してイラン政府又はイスラム革命防衛隊（IRGC）に支払われる「通行料」が米国制裁の対象となり得る旨を明らかにした FAQ 1249 の公表が含まれる。また、2026 年 5 月 1 日、OFAC 及び米国国務省は、イランの石油、石油製品及び石油化学製品の取引に関与した複数の企業、個人及び船舶を制裁対象（SDN）として追加指定する等した。

これに対し、2026 年 5 月 2 日、中国は、「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止するための規則」（いわゆるブロッキング規則）に基づき、初めて米国の制裁措置（上記を含む）の遵守等を禁止する命令を発出した。

米国：OFAC、偽装取引及び制裁回避に関するガイダンスを公表

2026 年 3 月 31 日、OFAC は、制裁回避目的の偽装取引に関する制裁リスクへの認識を高めるガイダンス、Sanctions Advisory を公表した。本ガイダンスは法的拘束力こそ有しないものの、偽装取引の存在を示唆し得る事例を提示するとともに、レッドフラッグとなる兆候等を例示している。本ガイダンスは、制裁対象者が不透明なストラクチャーや仲介者を通じた財産上の権益の隠匿等を試みた近時の複数の執行事案を踏まえ、公表されたものである。

米国：財務省、GENIUS 法に基づくステーブルコイン発行者のマネーロンダリング対策及び制裁コンプライアンス・プログラムの義務に関する規則案を公表

2026 年 4 月 8 日、米国財務省の金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN）及び OFAC は、2025 年 7 月 18 日に制定された米国 Guiding and Establishing National Innovation for US Stablecoins Act（GENIUS 法）を実施するための規則案を公表した。本規則案は、同法に基づくマネーロンダリング対策（AML）及び制裁コンプライアンス・プログラムに関する義務を具体化し、決済用ステーブルコインのイノベーションを促進しつつ、不正取引リスク軽減の規制枠組みを構築するものである。

特に注目される点として、本規則案が施行されることによって、一定の決済用ステーブルコイン認可発行者である米国人に対し、制裁コンプライアンス・プログラムの策定及び維持を初めて義務付けるものとなる。

EU：第 20 次対ロシア制裁パッケージを実施

2026 年 2 月 6 日、欧州委員会は、エネルギー、金融サービス及び貿易分野に重点を置いた、第 20 次対ロシア制裁パッケージを公表した。主な内容としては、ロシア産原油に関する将来的な海運サービスの全面禁止措置（実施時期については G7 との調整後に決定予定）、いわゆる「シャドーフリート」に関連する制裁対象船舶の指定拡大、金融規制の強化（制裁対象としてロシアの銀行の追加指定や暗号資産関連措置を含む）、並びに特定の貨物・役務に関する新たな輸出入禁止措置が含まれる。スロバキアとハンガリーが反対を撤回し、2026 年 4 月 23 日、欧州委員会は本制裁パッケージを最終的に採択した。

また、EU は、ロシアへの特定品目の流出防止のため、特定の第三国に対する特定品目の提供を禁止する「制裁迂回防止措置」をキルギスに対して初めて発動した。これにより、金属加工用機械及び通信機器等のキルギス向けの輸出が禁止された。



英国：制裁最終用途規制（Sanctions End-Use Controls）を導入

2026年5月13日、英国では、制裁措置規則改正「Sanctions (EU Exit) (Miscellaneous Amendments) Regulations 2026」が施行された。本規則は、「制裁最終用途規制（Sanctions End-Use Controls：SEUC）」を導入するものであり、現状輸出規制対象ではない貨物又は技術について制裁対象者又は制裁対象地域において転用されるリスクが高いと英国政府が判断する場合に、ライセンス（輸出許可）取得義務を課すことを可能とする。具体的には、英国貿易制裁執行局（OTSI）又は英国歳入関税庁（HMRC）から特定の輸出について転用リスクが高い旨の正式な「通知」があった場合、輸出者にはライセンスを取得する義務が発生する。